

SMIPS 2009年度 法律実務 (Law & Practice)分科会

オーガナイザー

弁護士浅見隆行 (アサミ経営法律事務所)

足立昌聡 (東大法科大学院)

法律実務分科会とは何か？

- × 条文解釈の勉強会をしているわけではない
- × 特許手続の勉強会をしているわけでもない



「法律」分科会ではなく「法律実務」分科会である



ビジネスの現場で役立つ、知的財産に関する「法律実務」を勉強する分科会

法律実務分科会が扱っている、知的財産に関する「法律実務」とは何か？

知的財産に関する「法律実務」には、いろいろな種類がある

Ex.特許・商標の出願手続←ここは分科会対象外

Ex.特許発明段階の他社の権利調査

Ex.登録された権利保護のための法的対応

Ex.従業員が行った発明と企業との関係（職務発明）

Ex.登録していない企業秘密の保護のための法的対応

Ex.著作権問題

どうやって「法律実務」を学んでいるか？

「法律実務」の「知識」を全員で勉強しても意味がない＝「知識」は自分で勉強して

+

ビジネスの現場では、自分が「知識」を持っていない「法律問題」に直面することもある。議論が固まっていない「法律問題」に直面することもある。

↓

∴ 条文を手がかりにして、自分が直面した「法律実務」の問題を解決できるようにする＝『知的財産に関する法的思考力』を養成する

なぜ「知的財産に関する法的思考力」の養成が必要か？

【法律実務分科会の使命】

ビジネスの実務の現場で役立つ、知的財産関連法に関するものの考え方（法的思考力）を身につける。

その養った法的思考力を生かして、企業・団体が得た知的財産を維持・保護して、最大の利益を得て、満足できるようにする。

使命達成のために分科会では何をやっているか？

【概略】

ケースを利用した模擬裁判・模擬会議

【具体的内容】

- ①過去に問題となった裁判例や報道事例をベースにしたケースを当日配布。その場で読み込んでもらう。
- ②その場でA社・B社の立場に分かれてもらい、それぞれの立場で主張・反論を考えてもらう。
- ③実際に主張・反論。想定していなかった攻められ方をした場合に、また反論を考える。
- ④オーガナイザーからネタ明かし+攻防のポイントの解説

2009年度取扱事例①

2009年4月

商標類否の判断基準、拒絶された場合の対応
～服部セイコー「SEIKO EYE」事件を題材に

2009年5月

形態を模倣した商品の販売継続の可否
～テディベアーを題材に

2009年度取扱事例②

2009年6月

Googleブック検索サービスの和解に応諾させるための企業戦略（応諾することのメリット・デメリットの検証）

2009年7月

特許侵害時の損害額の計算方法

2009年9月

ワークショップ（分科会としては特になし。足立オーガナイザーが知財訴訟についてモデルケースを題材に実施）

2009年度取扱事例③

2009年10月

人のパブリシティ権とその侵害の成否
～ピンクレディー事件を題材に

2009年12月

商標権侵害の時的基準
～ELLEGARDEN事件を題材に

2009年度取扱事例④

2010年2月

他社の特許存続期間満了間近の、自社内での研究開発開始の是非

～ジェネリック薬品に関する研究開発を題材に

2010年3月

特許の「進歩性」の判断

～特許庁産業構造審議会（H22.1.28）における、審査基準の見直し（「進歩性」のケーススタディ）を題材に

2010年度のテーマ

引き続き「ビジネスの現場で役立つ、知的財産に関する法的思考力の養成」を使命とする

+

(願望)

- ・ 経営判断も含むような事例を取り扱いたい。
- ・ 最新的话题を取り上げたい。

Ex. 著作権の「フェアユース」概念

Ex. パーソナル情報に関わる「ライフログ」サービス